



監査結果報告書

宝 監 第 1 9 2 号
令和 6 年 (2024 年) 2 月 2 0 日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 和 田 和 久
同 小 川 克 弘
同 村 松 あんな

令和 5 年度定期監査（上下水道局）の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

第1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

第2 監査等の対象

原則として、令和5年4月から令和5年10月までの上下水道局における財務に関する事務の執行及び財産管理

第3 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、事務文書一覧表、事務分掌等一覧表、委託契約及び賃貸借契約締結状況一覧表等のあらかじめ提出された各課所管の伝票・書類等について、監査の対象に係る行政リスクを考慮しながら、抽出により監査を実施しました。

なお、監査は広く行政監査的な視点にも留意して実施しました。

第4 監査等の日程

事務局監査 令和5年11月15日から令和6年1月30日まで

監査委員監査 令和6年1月30日

第5 監査等の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務の執行及び財産管理については、おおむね良好であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

《総務課》

1 給水停止について

水道の給水停止については、水道法第15条第3項において、「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、その理由が継続する間、その者に対する給水を停止することができる。」と定められています。

令和元年度から令和4年度までの給水停止の状況について確認したところ、累計で497件執行しており、このうち359件について入金があったことから、給水停止には一定の効果が認められます。一方で、本市では、水道の給水は市民生活に欠かせないものであることから、滞納者の生活状況を踏まえ、一定期間給水停止の執行を猶予しています。

水道事業会計における令和元年度から令和4年度までの不納欠損は累計で866件、8,950,525円であり、このうち滞納者の転居を理由とするものが481件、5,889,404円ありました。

給水停止に係る不納欠損の現状及び課題について所管課に確認したところ、「給水停止の執行猶予期間中に閉栓の手続をせず転居した場合や手続は行ったが転居先の住所へ郵送した郵便物が返送されてきた場合、転居先の住所を確認するために住民基本台帳の調査を行う。転居先が確認できている滞納者に対しては、督促通知書及び催告書の送付、電話による催告を行い、訪問徴収は市外に転居した場合も行っている。しかし、遠方に転居した滞納者については徴収費用との費用対効果が検討課題となっている。」旨の説明を受けました。滞納者の生活状況を踏まえ、可能な限り自主納付を促す方針は一定理解できますが、不納欠損のうち転居を理由とするものについては早期に給水停止を執行していれば納付につながったと考えられるケースがあること、また、近隣他市と比較して執行猶予期間が長いことなどから、給水停止の執行時期について見直す必要があるのではないかと考えます。他市の状況を参考に見直しを検討してください。

また、令和6年4月1日からは水道料金の改定が予定されており、市民に負担を強いる以上、料金の適切な徴収は今まで以上に上下水道局の重大な責務と考えます。徴収体制の見直しや強化を図り、積極的な徴収に努めてください。

2 保有資産の有効活用について

下水道事業においては、遊休地の活用や不要な用地の売却など、保有資産の有効活用を図るため、旧水路等機能を有しておらず不要となった用地について、隣接地所有者が購入する意思を示した場合には売却することとしています。

令和5年度に固定資産払下げに係る業務の所管課が下水道課から総務課に変更となった経緯について所管課に確認したところ、「保有資産の有効活用を上下水道両事業が連携して一体的に推進すること、また、今後職員数の減少が見込まれる中、可能な限り関連する業務を集約化することで事務の効率化を図る必要があると考えていることから、境界明示などの関連する事務も併せて令和5年度に所管課を下水道課から総務課へ変更した。」旨の説明を受けました。

遊休地の活用や不要な用地の売却などを積極的に行い、小林・亀井浄水場跡地を含めた保有資産の有効活用に取り組んでください。

《総務課・浄水課共通》

1 小浜・惣川浄水場休日夜間等運転管理業務委託について

令和3年8月に策定された宝塚市水道事業経営戦略中間見直し（以下「経営戦略中間見直し」という。）における民間活用の取組として、休日・夜間における小浜浄水場及び川面浄水場の水道施設・設備等を管理・運転操作するために小浜浄水場に常駐し、ポンプ設備等の運転監視操作業務、水質監視検査業務及び設備の日常点検等の保守管理業務等を行うことを目的として、小浜浄水場休日夜間等運転管理業務委託を令和4年度から開始しました。

小浜浄水場に係る委託による効果額について所管課に確認したところ、「委託により配置していた正規職員（技能職員）4人、会計年度任用職員1人が減員となり、人件費の減と委託料の増を差し引いた3,342万円の効果額があった。」旨の説明を受けました。

令和4年度の効果額の内訳は、次のとおりです。

a 令和4年度人件費減（正規職員4人＋会計年度任用職員1人）	：6,061万円
b 令和4年度委託料増	：2,719万円
a-b=	3,342万円

一方で、今後、休日夜間等運転管理業務の委託を進めていく予定となっている惣川浄水場の正規職員（技能職員）2人が増員となっていることから、その理由について確認したところ、「小浜浄水場から正規職員（技能職員）2人を異動させ、増員することで、通年で変則勤務に従事している技能職員を通常勤務（9時～17時30分）に2箇月間連続

して配置した。それによって、変則勤務では習熟できない機械設備等の維持修繕業務、取水量や配水量の調整業務、水処理用薬品注入率の調整・発注受入業務等を経験することにより、浄水場の全体的な運転管理方法の知識を習得し、職員の技術的な向上を図っていく。」旨の説明を受けました。しかしながら、小浜浄水場に係る委託による効果額が出ているものの、上下水道局全体で見た場合、人件費総額としての削減効果はまだ十分に出ていないのではないかと考えます。

また、経営戦略中間見直しでは、惣川浄水場に係る休日夜間等運転管理業務委託を令和7年度から開始すると示されていることから、実施に向けた進捗状況について確認したところ、令和5年11月22日に小委員会を立ち上げ、宝塚市上下水道公企評議会と労使協議を開始しているとのことでした。今後、委託を開始するまでの公募型プロポーザル方式による事業者選定手続や事業者決定後の引継ぎ等に要する期間を考慮すると、時間的な猶予はあまりないものと考えます。当初、平成28年12月に策定された宝塚市水道事業経営戦略では平成29年度からの委託開始を計画していた小浜浄水場については、経営戦略中間見直しによる開始時期の変更を経て令和4年度に委託が開始したことから、惣川浄水場については、着実に手続を進めていき、計画どおり令和7年度から委託を開始できるよう努めてください。

《総務課・給排水設備課共通》

1 臨時用水道料金について

本市では、宝塚市水道事業給水条例第29条第1項及び第2項において、「工事その他の事由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。」「概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。」と規定しています（以下、この使用を「臨時用」、この使用に係る水道料金を「臨時用水道料金」という。）。

臨時用水道料金については、2箇月ごとの水道メーター検針時に算出された金額を前納金から収納し、前納金で不足する場合は別途不足分を請求しています。

令和5年11月20日時点の臨時用水道料金の滞納状況について所管課に確認したところ、令和4年度以前分の滞納がある者は4者あり、その4者に対する督促等の取組内容については、使用者から臨時用水道料金の納入を委任されている代理人に対する督促状等の送付及び架電のみで、訪問徴収は使用者、代理人ともに実施していませんでした。代理人が納入しない場合については、本来の債務者である使用者へ催告等を実施すべきと考えます。未収金の徴収は宝塚市上下水道局料金業務等包括委託の受託業者が行

っていますが、債権者は上下水道局であることから、受託業者に任せきりにすることなく、仕様書において定められた訪問徴収等の手続が適切に履行されているか確認し、指導・監督に努めてください。

また、住宅の新築工事等の際に給水装置を設置し、臨時用として使用する場合、市から指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）として指定を受けた者が給水装置の設置工事申請をすることになりますが、臨時用水道料金を滞納している指定事業者からの工事申請を受理している事例が見受けられました。

繰り返し滞納をしている指定事業者に対して、指定取消し等の処分を科すことができないのか所管課に確認したところ、「宝塚市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱では、滞納を具体的な違反項目として明記していない。そのため、『その他の不正又は不誠実な行為』に該当する内容であるか検討する必要がある。」旨の回答がありました。

度重なる滞納行為については「不誠実な行為」に該当するのではないかと考えますので、滞納額が高額となるのを未然に防ぐため、処分対象となる行為について具体的に検討してください。

臨時用水道料金の前納制度については、前納した臨時用水道料金の残高が債務者にとって分かりづらいこと、近隣市で同様の制度があるのは本市のみとなっていることから、臨時用水道料金の前納制度の在り方についても検討してください。

《工務課》

1 宝塚市水道事業基本計画策定業務委託について

上下水道局では、次期水道ビジョン及び次期水道事業経営戦略の策定に向け、将来を見据えた施設整備方針等を策定するために、令和2年度及び令和3年度に宝塚市水道事業基本計画策定業務委託（以下「基本計画策定業務委託」という。）を実施しました。また、この基本計画策定業務委託の成果品である宝塚市水道事業基本計画書を基に、令和5年度現在、武庫川左岸地区の浄水場・送配水施設の統廃合及び再構築計画並びに施設等の基本設計を目的とした武庫川左岸地区送配水施設基本計画業務委託が実施されています。

基本計画策定業務委託の契約状況について確認したところ、当初履行期間は令和2年6月12日から令和3年3月31日までの約10箇月でしたが、2回にわたる契約変更により、履行期間が6箇月延長されていました（1回目期間延長：令和3年7月31日まで、2回目期間延長：令和3年9月30日まで）。このことについて「新型コロナウ

ウイルス感染拡大防止への対応のため宝塚市水道基本計画策定委員会の開催が遅れ受注業者と協議に時間を要した。また、既存資料の収集や検討項目等の調整・整理に時間を要したことから期間を変更した。」旨の説明を所管課から受けましたが、受注業者との打合せ議事録を確認すると、履行期間の初期段階で確認しておくべきと考えられる既存資料である財政資料及び宝塚市水道事業経営戦略が、当初履行期限の約2箇月前に当たる令和3年1月22日付けで受注業者に提供されている状況が見受けられました。コロナ禍であったことは一定理解できますが、打合せにおいて受注業者への指示を的確かつ早期にしていれば、履行期間を2回延長するような状況は避けられたのではないかと考えます。今後の業務委託においては、受注業者に対して適切に指示しながら、業務の進捗を監督するよう努めてください。

《給排水設備課》

1 小規模貯水槽水道の定期検査について

小規模貯水槽水道は、ビルやマンションなどの建物に給水する方式の一つで、市の水道から供給される水を一旦貯水槽にためた後、建物内の各場所に飲用等の目的で給水する水道であり、貯水槽の有効容量が10立方メートル以下のものを言います。小規模貯水槽水道の管理等の事務は、その専門性に鑑み、所管する市長部局から上下水道局に委託されています。

宝塚市小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第6条において、小規模貯水槽水道の設置者は1年以内ごとに1回の検査を受けることが義務付けられています。令和4年度末現在、小規模貯水槽水道は市内に1,000施設ありますが、そのうち検査を受けたのは79施設、受検率は7.9%と低い水準となっています。受検率が低い理由について所管課に確認したところ、「小規模貯水槽水道は小規模なマンションやアパートに設置されており、貯水槽を含む建物を管理会社ではなく個人が管理していることが多いため、管理義務を十分に理解できていないことが考えられる。」旨の説明を受けました。また、受検率向上に向けた取組については、「市ホームページや広報誌で適正な維持管理を促す記事を掲載している。また、令和5年度は市長部局の所管課である生活環境課から各設置者へ受検を促す通知を行う予定である。」旨の説明を受けました。

従来の広報が受検率の向上につながっていない現状を踏まえ、プッシュ型通知やナッジ理論（報酬や行動を強制せず、行動を変えてもらうための手法）などを活用した新たな広報を検討する必要があると考えます。委託元の生活環境課と連携し、受検率の向上

に努めてください。